

舟石川二区自治会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、地域の各種団体、一般社団法人東海村自治連合会（以下「自治会連合会」という）、舟石川・船場地区自治会(以下「地区自治会」という)並びに行政との協力・連携のもとに、会員相互のふれあいを深め、地域生活環境の整備、防災、福祉及び教育の推進に努めて住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は舟石川二区自治会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、舟石川二区自治集会所（東海村舟石川駅西二丁目12番9号）に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 身近な地域のまちづくりに関すること。
- (3) 地域の各種団体、自治会連合会、地区自治会並びに行政との連携調整に関すること。
- (4) 環境整備、防災、福祉及び教育の推進に関すること。
- (5) 所有する資産及び施設の管理に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(区 域)

第5条 本会の区域は、東海村大字舟石川（住居表示舟石川、舟石川駅西、大山西二丁目、東海）の一部とする。

(会 員)

第6条 本会の会員は、原則第5条に定める区域において常会に所属し、自治会費を納入する者をもって構成する。

(加 入)

第7条 本会に加入しようとする者は、常会を新設するか、既存の常会に加入し会長に届け出るものとする。なお、会長は区域に居住している未加入者、又は新たに入居した世帯があった時は、その世帯に本会の趣旨を説明し、自治会加入を求めるものとする。

(地区自治会)

第8条 本会は、舟石川小学校区内の他の自治会と共に地区自治会を構成しこれを運営する。

(常会の責務)

第9条 常会は第1条の目的を達成するために活動する。

(常会の設置基準)

第 10 条 常会の構成は 5 戸以上の戸数をもって組織する。ただし、既存の常会が何らかの理由により戸数が減少した場合は、今後増加が見込める場合のみ常会と認める。

(常会の分割)

第 11 条 戸数の増加等の理由により、常会を分割する場合は、同一常会内の同意を得、かつ 5 戸以上の戸数をもって組織しなければならない。

(常会の組織)

第 12 条 常会には常会長及び副常会長を置く。

2. 常会長及び副常会長は常会員の互選で選出する。

3. 常会長及び副常会長の任期は 1 年とする。

(退 会)

第 13 条 本会の退会は、次の場合とする。

(1) 本会の区域に居住をしなくなったとき。

(2) 本人の申し出が合ったとき。

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

第 2 章 組 織

(役 員)

第 14 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 集会所管理者 1 名

(4) 書 記 1 名

(5) 会 計 1 名

(6) 専門委員長 若干名

(7) 地区自治会理事 若干名

(役員を選出)

第 15 条 会長、副会長及び集会所管理者については、第 25 条に定める役員等選考委員会にて選考し、総会において承認を得る。

2. 書記、会計については、会長が委嘱する。

3. 専門委員会で選出された専門委員長を会長が委嘱する。

4. 地区自治会理事である同会専門部会長及び副部会長を会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合の任期は前任者の残任間とする。

3. 役員のうち自治会長、副自治会長、集会所管理者、書記、会計の同役での連続任期は最大 3 期(6 年)とする。

(役員の職務)

第 17 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表して業務を総括し、総会、運営委員会及び役員会を召集する。また、地区自治会及び行政と円滑な連絡、調整を図る。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 集会所管理者は、集会所の管理運営に当たる。
- (4) 書記は、広報及び庶務を担当する。
- (5) 会計は、会計事務を担当する。
- (6) 各専門委員長は、それぞれの専門委員会を代表して会の業務を総括し、役員会との連携を図る。
- (7) 地区自治会理事は、本会と地区自治会との方針の調整を図る。

〈専門委員会〉

第 18 条 本会に行政及び地区自治会並びに地域の各種活動を担うため、専門委員会を置くことができる。

(専門委員の選出)

第 19 条 専門委員は地域の各種活動組織から若干名を会長が委嘱する。

(専門委員の任期)

第 20 条 専門委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 任期中に欠員が生じ補充された場合は、前任者の残任期間とする。

(専門委員の職務)

第 21 条 専門委員は所属する専門委員会の役割、活動を理解し、事業推進に尽力する。

(専門委員長の選出)

第 22 条 専門委員会に専門委員長、副委員長を置くこととし、委員の互選により各 1 名を選出する。

(専門委員長の職務)

第 23 条 正副専門委員長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、専門委員会を代表して会を運営し、自治会の役員となる。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(顧問)

第 24 条 本会に、会長の委嘱により顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長の諮問に答えるとともに、各会に出席して意見を述べることができる。
3. 顧問の任期は 2 年とする。

(役員等選考委員会)

第 25 条 本会に、役員等選考委員会を置き、会長、副会長、集会所管理者、書記、会計及び監事の選考に当たり、その結果を総会に報告する。

2. 役員等選考委員会は、各専門委員会から1名ずつ派遣された委員をもって役員等改選を行う10ヶ月前に編成し、互選により委員長及び副委員長を選び活動し、改選総会にはその結果を総会に報告する。

第3章 会 議

(会 議)

第26条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会とする。

(総 会)

第27条 総会は本会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第28条 通常総会は年1回開催する。

2. 臨時総会は、会員の3分の2以上の請求があったとき、運営委員会において臨時総会開催の議決があったとき、及び監事が第52条第3号により求めたときは、開催しなければならない。

(総会の召集)

第29条 総会は会長が召集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による請求があったとき、その請求が会った日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

(代議員の選出)

第30条 代議員は、役員、監事、顧問を除く専門委員及び各常会代表者（常会長を含む）2名とする。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、代議員から選出する。

(総会の構成及び定足数)

第32条 総会は、役員、監事、顧問及び代議員をもって構成する。

2. 総会は代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席数に加えるものとする。

(総会の議決)

第33条 総会における議決は、出席した代議員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第34条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約、細則の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) その他本会の重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名2人以上の署名押印しなければならない。

(運営委員会)

第36条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員、監事、顧問、専門委員及び常会長をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第37条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の召集及び議長)

第38条 運営委員会は必要に会長が召集し、議長となる。

(運営委員会の定足数)

第39条 運営委員会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(運営委員会の議決)

第40条 運営委員会における議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

(役員会)

第41条 役員会は本会の執行機関であり、会長、副会長、集会所管理者、書記、会計及び各専門委員長をもって構成する。

(役員会の召集及び議長)

第42条 役員会は、会長が召集し、議長となる。

(役員会の議決事項)

第43条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) そのた運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第4章 資産及び会計並びに会計監査

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費、補助金、寄付金
- (3) 活動に伴う収入、受託事業収益金
- (4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 45 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 46 条 本会の資産で、第 44 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した代議員の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 47 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(役員等の手当等)

第 48 条 本会の役員等には、別に定める手当を支給することができる。

(会計年度)

第 49 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 監 事

(監事の選出)

第 50 条 本会に、監事 2 名を置く。

2. 監事は、役員等選考委員会が会員の中から 2 名を選出し、総会の承認を得る。

(監事の任期)

第 51 条 監事の任期は役員と同様とする。

(監事の職務)

第 52 条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の会計の状況を監査し、総会に報告すること。

(2) 会計について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の開催を会長に請求することができる。

2. 監事は、運営委員会、役員会に出席し意見を述べることができる。

第 6 章 規約の変更、細則等の制定及び解散

(規約の変更)

第 53 条 この規約は、総会において出席した代議員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ東海村長の認可を受けなければ変更することができない。

(細則の制定、変更)

第 54 条 この規約に別に定めると規定されている事項は、総会において出席した代議員の 4 分の 3 以上の承認を得て舟石川二区自治会規約細則（以下

「細則」という)として定める。

2. 細則の変更は、総会において出席した代議員の4分の3以上の議決を要す。

(解 散)

第55条 本会は、地方自治法第260条の20により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において出席した代議員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第56条 本会の解散の時有する残余財産は、総会において出席した代議員の4分の3以上の承認を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第57条 本会の事務所には、規約、細則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会、運営委員会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第58条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

1. この規約は平成18年4月1日より施行する。ただし、第14条第1項（役員の任期）に関し、平成18年度については前舟石川二区規定に基づく2年目に当たるので、残任期間1年とする。
2. この規約は、舟石川・船場地区委員会運営委員を役員とすることにより、第12条及び第15条を改定し、平成19年4月1日より施行する。
3. 平成19年度に、主に事務取扱手当てに充当することを意図して制定された自治会運営交付金を第41条第2項に定め、慶弔関係条項を第三項に繰り下げ、平成20年4月1日より施行する。
4. 平成22年度より、
 - (1) 舟石川・船場地区自治会が、これまでの舟石川・船場地区委員会の6部会を受け入れて発足のこととなり、本会は舟石川一区自治会及び船場区自治会と共に地区自治会を構成、運営することとなったこと。
 - (2) 舟石川二区自治集会所の所有が、村より本会に移転されることとなり、本会が村の認可地縁団体として法人格を取得すること。
 - (3) 上記法人格取得に伴い、

- ① 規約の制定、改廃は村長の認可を要件とすること。
- ② 総会の議決権の存在を明確にするために、代議員を専門委員（除く専門委員長）及び常会代表2名（含む常会長）とすること。
- ③ 「監事」、「顧問」を役員から外し、「監事」は独立章とすること。
- ④ 事務所を自治集会所に定め、文書等の保管に万全を期すること。

等、関係条項、字句の挿入、改定、削除等関係45条項に達する改定を行い、平成22年4月1日より施行する。

5. 下記の通り規約の一部を改定し、平成25年4月1日より施行する。

- (1) 平成23年に一般社団法人東海村自治会連合会が立ち上げられ各単位自治会は、正会員として参加することになった。このため、規約第一条及び第4条(3)に”自治会連合会“という語句を追加し、第8条に自治会連合会の説明を1項目追加した。
- (2) 各自治会において自主防災体制及び災害時要援護者避難支援体制（災援プラン体制）の立上げを行うことになったこと、及び、規約第1条の目的に記載されている“福祉及び教育の推進”が、第4条の事業の項目に入っていないため、この3項目（防災、福祉及び教育の推進）を合わせて第4条(4)に取り込むこととした。

6. 下記の通り規約の一部を改定、訂正し、平成30年4月1日より施行する。

- (1) 第5条の区域に『大山台二丁目』を追加する。
- (2) 第8条 自治会連合会解散により1項を削除する。
- (3) 第13条(2)で『会った』は『合った』に変更する。
- (4) 第16条を改定する(3項を追加する)

7. 下記の通り規約の一部を改定し、平成31年4月1日より施行する。

第15条の2の書記、会計についても第25条で定める役員選考会が行う。

8. 下記の通り規約の一部を改定し、平成31年4月1日より施行する。

第25条の役員等選考委員会で専門委員長と副委員長は改選年度の始めから役員に入り、任期期間中役員等選任活動を行う。

9. 下記の通り規約の一部を改正し、「付則8. 平成31年4月1日より」の改正はその任を果たしたので、今回8.の改正前に戻す。

舟石川二区自治会規約細則

(専門委員会)

第1条 規約第18条に定める専門委員会およびその構成、役割及び自治会役員は次の通りとする。

(1) 自治会加入促進専門委員会

構成 副自治会長、常会ブロック長、委嘱委員

役割 ①自治会の加入促進

② 広域常会の加入促進、管理、運営

自治会役員 2名(委員長・副委員長)

(2) 総務・広報専門委員会

構成 書記、委嘱委員

役割 ①諸会議の準備、議事録作成、

②自治会広報の発行

③ 地区自治会企画・総務部会派遣

自治会役員 1名(委員長)

(3) 福祉専門委員会

構成 民生・児童委員、地区社協役員、委嘱委員

役割 ①舟二敬老おたのしみ会、サロン活動

②地区社協舟二部会支援活動

③地区自治会福祉部会派遣

自治会役員 2名(委員長・副委員長)

(4) 高齢者専門委員会

構成 舟二のぞみクラブ 役員、委嘱委員

役割 ①高齢者健康増進活動

②高齢者レクリエーション活動

③高齢者社会奉仕活動

自治会役員 2名(委員長・副委員長)

(5) 教育専門委員会

構成 村民会議舟石川支部役員、若草子ども会役員、青少年相談員、
母子保健推進員、委嘱委員、

役割 ①村民会議舟石川支部活動、

②子ども会活動

③地区自治会教育部会派遣

自治会役員 2名(委員長・副委員長)

(6) 建設・環境専門委員会

構成 環境美化グループ員、温暖化防止推進員、委嘱委員

役割 ①街路花壇等環境美化活動

②環境リサイクル活動等温暖化防止活動

③地区自治会建設・環境部会派遣

自治会役員 2名（委員長・副委員長）

(7) 安全・安心専門委員会

構成 防犯連絡員、委嘱委員

役割 ①地域防犯パトロール実施

②地区自治会安全・安心部会派遣

自治会役員 2名（委員長・副委員長）

(会費)

第2条 規約44条(2)のうち、会費はつぎのとおりとする。

1戸あたり 年間700円

2. 期中入会は月割りとし、10円未満は切り捨てる。

(受託業務収益金)

第3条 規約第44条(3)のうち、受託業務収益金は次のとおりとする。

(2) 再生資源分別報奨金

(3) こども遊び場清掃委託事業契約金

(文書配布手数料)

第4条

削除

(役員等の手当て)

第5条 規約第48条第1項に定める役員等の手当ては、次のとおりとする。

(1) 役員及び副専門委員長、専門委員、監事

会長 年額360,000円

副会長 年額80,000円

集会所管理者 年額70,000円

書記 年額60,000円

会計 年額60,000円

専門委員長 年額10,000円

副専門委員長 年額10,000円

監事・顧問 年額10,000円

専門委員 年額5,000円

(2) 常会長 年額15,000円

(3) 集会所防火管理者 年額12,000円

2 役員・副専門委員・監事等役職を兼務する場合は、金額の多いほうを支給する。

3 自治会長が召集する会議(総会、運営会議、役員会)と舟二交流会実行委員会、舟二交流会に2/3以上出席した場合支給する。

但し、常会長には適用しない。

(災害見舞金及び弔意、見舞金)

第6条 規約第58条の規定により災害見舞金及び弔意、見舞金を次のとおり定める。

(1) 災害見舞金

会員が火災等不慮の災害にあった場合、会長の判断により災害見舞金を贈呈することができる。

(2) 弔慰金

役員、監事、顧問、常会長、専門委員本人及び配偶者が死亡の場合は、次の弔意金を贈呈する。

本人 10,000円

配偶者 5,000円

(3) 病氣見舞金

役員、監事、顧問、常会長、専門委員が2週間以上入院の場合は、5,000円の見舞金を贈呈する。

(常会加入促進手当)

第7条 常会世帯を加入させた常会に下記の金額を支給する。

2,000円／1世帯

附 則

- 1 この規約細則は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規約細則は、第1表に広報委員会を加えたこと、及び第4条(2)の対象者に専門委員を加えることに改定し、平成19年4月1日より施行する。
- 3 平成19年度に制定され、発効された規約第41条第2項の事務取扱手当の額を第4条第1項に、平成19年度総会にて承認された文書配布手数料の分配を第2項に、及びこれに伴いもとの2項、3項を繰り下げ、平成20年4月1日より施行する。
- 4 この規約細則は、規約が平成22年4月1日付けで改定に伴い、細則の規定該当条項が変更になったことを修正し、平成22年4月1日より施行する。
- 5 専門委員会の新設、統合、名称変更が行われることに伴い、第1条を改定し、平成23年4月1日から施行する。
- 6 行政協力員制度廃止に伴い、第3条中(1)文書配布手数料を削除、第4条(文書配布手数料)全文を削除、及び第5条(役員等の手当)を改訂し、平成28年4月1日から施行する。
- 7 第2条の2. 期中入会は月割りとし、10年未満… の10年を10円に変更
訂正日：平成30年4月15日
- 8 第5条 書記と会計の手当を年額3万円から4万円に改定する。平成28年度から実施。
- 9 第5条(役員等の手当)の(1)会長、副会長、集会所管理者、書記、会計、副専門委員長、監事の手当を変更及び顧問にも手当を追加する。
会長は32万円から36万円、副会長は7万円から8万円、集会所管理者は5万7千円から7万円、書記・会計は4万円から6万円、副専門委員長・監事は5千円から1万円に変更する。顧問は1万円とする。2019年度から実施。
- 10 第7条(常会加入促進手当)に常会に新たに加入させたときには、1世帯あたり2,000円の手当を、その常会に支給する。2019年度から実施。
- 11 第1条 安全・安心専門委員会の自治会役員に副委員長を追加する。令和5年度から施行する。
- 12 第5条 専門委員の手当(年額千円)を追加する。令和5年度から施行する。

- 1 3 第5条 専門委員の手当を年額5千円に改定する。令和6年度から施行する。
- 1 4 第1条（6）建設・環境専門委員会の構成員の環境リサイクルグループ員の削除及び委嘱委員が重複記載のため記載を削除する。（7）安全・安心専門委員会の役割から、現状の活動に合わせ、②「さいえんプラン」の推進の項目を削除する。②項目の削除に伴い附番を変更する。フローラ通り商店会の解散に伴い、（8）商工振興専門委員会の項目を削除する。第5条 3 舟二まつりから舟二交流会に名称変更する。令和7年度から施行する。

舟石川二区自治会集会所運営規則

舟石川二区自治会

第1条 この規則は、東海村舟石川二区自治集会所(以下「集会所」という)の運営に関し、必要なものを定めるものとする。

第2条 集会所は、地域住民の自治意識を高め、地域交遊を推進し、さらに舟石川二区住民相互の交流の場とする。

第3条 第2条の目的達成のため、集会所に集会所管理者(以下「管理者」という)をおく。

第4条 集会所の運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。

第5条 集会所の運営は、自治会費、補助金、使用料をもって充てる。

第6条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ管理者、又はそれに相当する者の許可を受けなければならない。

第7条 管理者、又はそれに相当する者は、集会所を使用しようとする者が、次の号のいずれかに該当する場合は、集会所の使用の拒否し、又は使用の許可を取り消す事ができる。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を、乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、または付属物、備品を破壊し、又は喪失のおそれのあるとき。
- (3) その他、集会所の管理上支障があると認められたとき。

第8条 集会所使用料は、原則として有料とする。

使用料金は舟石川二区で定めた料金(下記の付則)を徴集する。

但し、使用者の半分以上が舟石川二区自治会員で、第2条の使用目的の場合は、無料とする。

補足

使用者の名簿提出について

- (1) 現状使用している利用者(グループ)に付いては名簿の提出は不要。
- (2) 新規に利用する場合は舟石川二区自治会員か以外者か、わかる名簿を提出して頂く。

第9条 集会所の収支管理、会計監査は、すべて舟石川二区の管理下におく。

付則

1. この規則は平成21年4月1日より適用する。
2. 舟石川二区自治集会所使用料(規則第8条) (料金は予告なし改定することがある)

	午前(8:00~12:00)	午後(12:00~17:00)	午後(17:00~21:00)
和室	¥500	¥500	¥650
ホール	¥500	¥500	¥650
全室	¥800	¥800	¥1,000

3. 第8条改定 平成26年4月21日

4. 第8条改正 令和3年4月1日より適用する。

コロナ感染予防に協力するため使用料金を半額としたが、感染症が終息したことにより通常料金へ戻す。